文書番号

　年　月　日

　福井県知事　　　　　　　　様

○○病院長　○○　○○

技能向上集中研修機関の指定申請について

　良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和３年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第５条の規定により改正法第３条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）第119条の規定により、別紙のとおり申請する。

１．開設者

|  |  |
| --- | --- |
| 住所（法人であるときは主たる事務所の所在地） | ふりがな |
|  |
| 氏名（法人であるときはその名称） | ふりがな |
|  |

２．指定を予定する医療機関

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者の氏名 | ふりがな |
|  |
| 名　称 | ふりがな |
|  |
| 所在の場所 | ふりがな |
|  |

３．医療法第119条第１項の指定に係る業務の内容（該当する条項を○で囲むこと。）

　第１号　医師法第16条の２第１項の臨床研修に係る業務

　第２号　医師法第16条の11第１項の研修に係る業務

４．該研修において長時間の時間外労働が必要な理由

|  |
| --- |
| 例）分娩症例を150例以上経験することが専門研修プログラムの修了要件となっているが、このうち時間外・休日に対応する分娩が○件ほどあり、１件当たり約○分対応するため、１か月の時間外・休日労働が80時間を超える状況。  ～により研修の効率化を図ったうえでも、研修計画（プログラム）に沿って一定期間集中的に数多くの～（の診療）を行い、様々な症例を経験することが～の技能や能力の習得に必要不可欠であるため、長時間の時間外労働が必要。 |

５．C-1水準を適用しても、地域における臨床研修医や専攻医の確保及び地域の医療提供体制に影響がない理由

|  |
| --- |
| 例）従前から同様のプログラム内容であるが、過去○年の当該プログラムの定員充足率は○％以上で、常に一定数の専攻医を確保できている。また、上記４の時間外・休日労働については、その必要性・意義を～により～へ周知している。そのため、～医療提供体制を維持するための専攻医の確保に影響はない。 |

６．添付書類

　①　医師労働時間短縮計画（案）

　②　医療法第119条第１項の指定に係る業務があることを証する書類

　③　医療法第119条第２項において準用する法第113条第３項第２号の要件を満たすことを証する書類

　④　医療法第119条第２項において準用する法第113条第３項第３号の要件を満たすことを誓約する書類（様式６）

　⑤　医療法第132条の規定により通知された法第131条第１項第１号の評価の結果を示す書類